

新宿の多彩な魅力を発信

一般社団法人**新宿観光振興協会**が事業を開始しました

新宿の観光を担う新たな組織として、一般社団法人新宿観光振興協会が設立され、6月9日に設立総会が開催されました。

地域や企業の枠組みを超えた「ALL新宿」で、新宿の魅力を発信します。

【問合せ】同協会（西新宿6―8―2、BIZ新宿3階）
☎(3344)3160・FAX(3344)3190へ。

観光に関する情報の収集・発信

★出張観光案内

地域のイベント（エイサーまつり・ふれあいフェスタ・新宿シティハーフマラソン・東京マラソンEXPO）など、人の集まる場所でご案内します。

★観光情報誌の発行

★ホームページ・フェイスブック・ツイッターで情報を発信

ホームページ…<http://www.kanko-shinjuku.jp>

フェイスブック…<https://www.facebook.com/kanko.shinjuku>

ツイッター（日本語版）…https://twitter.com/kanko_shinjuku

ツイッター（英語版）…https://twitter.com/visit_shinjuku



同協会ホームページ

★観光マップ類の作成・配布

ホテル・飲食店・小売店・区施設など、区内の観光案内拠点で配布します。



観光に関するイベントの開催

★産業振興フォーラム（区と共催） ★新宿芸術天国

★新宿御苑「森の新能」 ★各種イベントにブース出展



新宿芸術天国



新宿御苑「森の新能」

団体・個人等との連携・支援

共催や後援、イベント支援や情報交換を行います。

観光資源の開発・創出

まち歩きルートの作成やロケ地情報を活用した集客を行います。

観光情報の発信に貢献する人材の育成・活用

「観光レポーター」による情報の収集・発信を行います。

やなせスタジオと新宿区から「愛」と「勇気」をプレゼント

名誉区民 故やなせたかしさんの映画に

区内在住の親子150組300名をご招待

7月5日（土）から全国ロードショー



©やなせたかし／フレーベル館・TMS・NTV
©やなせたかし／アンパンマン製作委員会2014

全国で使える親子ペア鑑賞券（2歳～中学生のお子さんと保護者）を150組300名にお贈りします。また、映画に登場するキャラクターが描かれた「ペットボトルバッグ（写真下）」を、チケット当選者の中から、50名にプレゼントします。

※区内の上映劇場／新宿武蔵野館（新宿3―27―10、武蔵野ビル3階）
【申込み】はがきに4面記載例のとおり記入し、6月24日（必着）までに総務課総務係（〒160-8484歌舞伎町1―4―1、本庁舎3階）☎（5273）3505・FAX（3209）9947へ。応募者多数の場合は抽選。抽選結果は、当選者のみにお知らせします。



映画のあらすじ

カッコいいヒーローに憧れるりんごぼうやのふるさとアップルランド。ある日、アップルランドのりんごが何者かに毒りんごにされてしまいます。大切なふるさとを守るため「魔法の種」を探すアンパンマンとりんごぼうや。途中、困難にぶつかりながらもあきらめないアンパンマンの勇気ある姿を見て、りんごぼうやは「真のヒーローとは何か」に気が付きます。
【同時上映】「たのしく てあそび ママになったコキンちゃん!」
【配給】東京テアトル

やなせたかしさんから最後のメッセージ

今回は望郷（ぼうきょう）と故郷（ふるさと）の再建ということをテーマにしました。リンゴをもってきたのは画面がキレイだからです。それに東北はリンゴ農家が多い。世界中にリンゴの木を植えるために旅している「りんごぼうや」は、久しぶりに故郷をめざして帰ってきます。故郷を美しいリンゴの里に蘇らせるために！



区役所本庁舎の停電のため6月28日（土）は休みます

住民票の写し・印鑑登録証明書 自動交付機

本庁舎、第1分庁舎、地域センター（特別出張所等区民施設1階）の、全ての自動交付機を休止します。

【問合せ】戸籍住民課住民記録係（本庁舎1階）☎（5273）3601・FAX（3209）1728へ。

新宿区コールセンター しんじゅくコール

☎（3209）9999
FAX（3209）9900

【問合せ】広聴担当課広聴係（本庁舎3階）☎（5273）4065・FAX（5272）5500へ。

安全・安心みちづくり 細街路の拡幅にご協力を

区内には、幅が4m未満の細街路（建築基準法第42条第2項道路）が多く残っています。細街路の拡幅は、災害時の避難路や緊急自動車の進入路の確保など、まちの安全性を高めま

す。区では、安全で快適な「災害に強いまちづくり」を推進するため、建物の建て替え時に道路の幅を4mに拡幅する整備を進めているほか、細街路に面した土地の所有者への個別訪問を行っています。

●建築確認申請の前に 事前協議が必要です

幅が4m未満の区道に接している建物の建て替え時に、建築主は「新宿区細街路拡幅整備条例」に基づき、区との事前協議が必要です。

建築主は、建築確認申請の30日前までに、事前協議書を建築調整課へ提出してください。事前協議の合意後、後退した部分は区が拡幅整備します。

●個別訪問を行っています

幅が4m未満の区道に接する敷地で、塀などは後退されているが、道路の拡幅整備をされていない土地の所有者を区職員が訪問し、ご協力をお願いしています。ご協力いただける場合、

▶道路の拡幅整備と維持管理

▶拡幅整備に伴う書類の作成を区が行います。

★私道についても建築調整課でご相談に応じています。

【問合せ】建築調整課（本庁舎8階）☎（5273）3733・FAX（3209）9227へ。

拡幅整備の例（↔は拡幅部分）

